

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第5回会合 議事要旨

1 日 時 令和元年11月14日（木）午後1時から午後4時15分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

（座 長）津 田 賛 平（弁護士，元保護局長，元京都地検検事正）

（構成員）阿久津 照 美（被害者支援都民センター相談支援室長）

伊 東 秀 彦（弁護士）

伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）

及 川 里 子（東京保護観察所被害者担当保護司）

武 るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）

中 原 康 子（横浜保護観察所首席保護観察官）

4 要 旨

（1）議事のホームページへの公開方法について

議事内容のホームページへの公開に当たり，個人の特定を防止する観点から，ヒアリング対象者の氏名については〇氏と記載することとなった。

（2）犯罪被害遺族へのヒアリング

犯罪被害遺族から，被害時の状況，制度利用に関する感想等について説明がなされた後，質疑応答がなされた。

（3）論点について協議

「心情等伝達制度」及び「被害者等の視点を踏まえた保護観察処遇の実施」について，事務局からこれまでの議論等について説明があった後，協議が行われた。

（4）その他

事務局が，次回以降の開催日程等について，説明をした。

5 ヒアリングの内容及び構成員からの主な発言等

(1) 4の(2) 関係 (C氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【C氏説明概要】

(事件概要)

- ・ 私は、息子が、元交際相手の自殺願望のある女性に刺殺される事件に遭った。
- ・ 息子は、事件より前に、加害者と結婚を前提に交際したものの、加害者の一方的な都合により交際が終了した。

ただ、その後、加害者の生活や仕事もうまくいかなくなり、加害者は、自殺願望を抱いた上“自分は死んでも、彼はこれからずっと仕事もでき、友達も大勢いて普通の生活を送ることができる、このことが憎い”などと息子を逆恨みして、息子を殺してその場で自分も自殺する計画を立てた。そして、加害者はサバイバルナイフを隠し持って息子の部屋を訪れ、息子の優しさにつけ込み部屋に泊まった。加害者は、熟睡中の息子をナイフで突き刺して命を奪った。その後、加害者は警察に自首をした。

(裁判について)

- ・ 加害者が殺意や計画性など全てを認めたからだろうか、事件からわずか2か月後に刑事裁判が始まった。その頃、私は、加害者を恨むというより、近くに住んでいながら息子の命を救えなかった、加害者が息子の家に来ていることを知っていたのに追い出すこともできなかった、息子にもっと話をすれば良かった、話を聞けば良かったといった自責の念から、骨だけになって小さくなった息子を毎日抱きながら、息子に謝り続ける日々を送っていた。

当時の刑事裁判には、現在と異なり、裁判員制度も被害者参加制度も用意されていなかった。そのため、私たち遺族は、15分間の意見陳述をしたこと以外は、裁判を法廷の傍聴席でじっと聞くことしかできなかった。1回の裁判は1～2時間で終わり、“これが殺人事件の裁判なのか”ととても納得できなかった。私は、加害者が一生刑務所から出てこないことを望んだものの、加害者への判決は懲役12年だった。

(事件後の状況について)

- ・ 私は、事件から2年後、被害者支援センターにつながり、その後自助グループに参加することとなった。
- ・ 一方、事件後、友人から「家にいたらだめだ。」と勧められ、少しずつ仕事に復帰をしたが、胃潰瘍から胃がんになってしまったため、手術を受け、がんの治療のため退職することになった。
- ・ 治療中に、全国犯罪被害者の会、通称「あすの会」の存在を知り、その全国大会に参加した。そのとき、同会の発起人の岡村弁護士が、「加害者の人

権は保護されるのに対して、被害者等には何もない。被害者等のために、法律を変えていかなければならない。」と訴えていたことを覚えている。

- ・ 私は、弁護士から「どうせ何も取れないのだから、(印紙代の分) 国にお金を払うようなものだ。」と言われたものの、「裁判をやってください。」とお願いして、加害者に約1億3,000万円の損害賠償を求める訴訟を提起した。そのため、弁護士費用、印紙代などを支払ったが、その際には、“何も取れないのに、なぜ印紙代を取られるのだろう”という思いがあったことを覚えている。
- ・ その後、あすの会の活動は、被害者国選弁護制度、被害者参加制度、損害賠償命令制度、殺人事件の時効の撤廃など、様々な制度の導入につながった。しかし、息子の事件は制度導入前に起きた事件なので、それらの制度のほとんどは使えず、唯一利用できたのは更生保護の犯罪被害者等施策だった。

(被害者等通知制度について)

- ・ 私は、被害者等通知制度が平成19年12月に始まったことを知った。そのとき、加害者は受刑中であったため、私は、翌年2月頃、検察庁に一人で相談に行ったことを記憶している。その頃は制度開始直後で担当者も戸惑っていたからだと思うが、担当者が代わる代わるやって来たり、他の部屋に案内されたりするなどしたので、私は、不安な思いをした。
- ・ 一人で相談に出向いたのは、この制度の利用に関して、夫婦間に温度差があったためである。私たち夫婦は加害者のことをよく知っていたのだが、夫には“加害者とはもう関わりたくない、顔も見たくない”という思いがあり、夫は、私に「刑務所の処遇状況なんて知ってどうするのか。なぜ知りたいのか。」と言っていた。しかし、私には“加害者はいつか出所してくるだろう。その際の出所状況を知りたい”という思いがあった。

- ・ 私は、平成20年4月に、加害者処遇状況等通知希望の申出をした。

その後、半年に1度、受刑中の加害者の処遇状況が通知された。成績のことはよく分からなかった。他の被害者等に聞くと、私の事件の加害者に比べるとより低い成績の加害者もいるとのことであって、私の事件の加害者の成績は、比較的良い方なのではないかと思った。

さらにその後も同様に通知が行われた。通知される処遇状況はほぼ変わることがなかったので、制度利用当初は通知書の内容をしっかりと読んでいたものの、そのうち“また一緒か”と思うこともあった。通知書の記載から、加害者が反省しているかや、加害者に更生の可能性はあるか、といったことを感じることはできなかった。

(加害者の仮釈放審理)

- ・ 加害者の受刑開始から約10年後、地方更生保護委員会から仮釈放審理開

始の通知が届いた。私には“とうとうそのときが来たのか”という思いもあったが、これまで受けた通知書から、加害者には反省も謝罪の意思も何も感じられなかったために、仮釈放について意見を述べたいと思い、意見等陳述申出書を地方更生保護委員会に提出した。

- ・ 申出書の記載に当たって、息子の名前はもちろん、加害者の名前、罪名、つまり「殺人」という文字を自ら書かなければならず、そのことがつらかったことを覚えている。というのは、事件から約1年半後に行った、犯罪被害者等給付金の申請のときのことを思い出したからである。警察署の一室で、狭い席に夫婦2人で座り、公安委員会側が事前に作成していた、例えば「何月何日何時何分、ナイフで刺した」といった細かい記載がされた書類の内容を申請書類に書き写してくださいとお願いされたので、私は涙で何も見えないくらいつらい思いをして、それを書き写したという経験があった。そのときのつらさから、改めて、加害者の名前や「殺人」という文字を書類に書くことにとてもつらい思いをした。
- ・ 意見等聴取制度を利用することを決めたとき、正直に言えば、私には、制度そのものに対して“仮釈放をしないでほしいと訴えても、どうせ仮釈放を許すのだろう”という諦めがあった。地方更生保護委員会に夫と二人で赴いた際にも、私は“担当者は、こちらが何を言ってもどうせ型どおりの対応しかしないのだろう”などと、あまり期待していなかった。しかし、加害者が刑務所から出てくると考えると心が重くなり、制度を利用することによって“加害者には、刑務所に入っていたことだけで、罪を償ったと思ってほしくない”という気持ちを伝えたいと強く思っていた。
- ・ 意見等聴取において述べたのは、次のようなことである。

刑事裁判のとき、加害者は、「罪を償ったら死んでお詫びをします。」とだけ述べた。私としては、本当にそうしてほしいという気持ちもある。事件後、加害者の親からは謝罪はなく、それどころか、「加害者を部屋から追い出さなかったあなたの息子が悪い。」、「懲役に慰謝料は含まれている。」などと言われたので、私はとても傷ついた。一方、加害者は満期釈放とならない可能性があることは承知している。加害者の仮釈放が許されれば、加害者の出所後の状況も分かるのではないかとも思う。私は、加害者には“人の命を奪ったという事実を一生忘れてほしくない”という思いがあり、民事訴訟も起こした。加害者は、一生、息子に謝り続けてほしい。そして、加害者は、刑務所を出てからの生き方でそれを見せてほしい。
- ・ 地方更生保護委員会の担当者は、本当に親身になって私たちの話を聴いてくれたように感じた。私の記憶に間違いがあるのかもしれないが、担当者は「本当は加害者本人には直接会わないのが通例だが、刑務所に行って、加害

者に会ってきた。加害者は反省しているようだった。私も裁判の記録を読んで、加害者をその親のもとに帰して良いのか迷う部分もあるが、親が加害者の身元引受人になるということで、仮釈放を許す方向で検討をしている。」などと説明してくれた。

- ・ 私は、更生保護といえは、加害者の更生ばかり考えていると思っていた。しかしながら、その担当者が裁判の記録まで読んでくれていたことを知り、私は救われた思いがした。逆に、もし、その担当者が、記録も読まないで、加害者の仮釈放を許すことばかり言っていたとしたら、私たちは、制度を利用したことで更に傷ついたのではないかと思う。
- ・ その後、仮釈放審理の結果として、仮釈放が許されたという内容の通知を受け取った。もし、「加害者は（既に）仮釈放されました。」といった事後報告をする通知だけ受け取ることとなっていたら、私は、本当に気持ちが揺らいでいたと思う。知合いの被害者等の中に、加害者の釈放について事後報告する通知を受け取って、気持ちが大きく揺らいだという人がいる。加害者の釈放に関して事後報告するだけであれば、被害者やその遺族は、とてもつらい思いををすると思う。

(加害者の仮釈放)

- ・ 加害者の仮釈放期間は約10か月であった。
- ・ その間、心情等伝達制度を利用することはできたが、更生保護の犯罪被害者等施策の中で、心情等伝達制度だけは利用しなかった。その理由は二つある。
- ・ 一つは、仮釈放から2か月後に、加害者が、謝罪をするための面会を私たちに求めてきたことである。夫は「もう顔も見たくない。」と言ったものの、次男からは「もう二度と会うことはないから、言いたいことは言った方が良い。自分も一緒に行くから。」と言われたこともあり、最終的には、夫、私、次男と、加害者、加害者の弁護士との5人で会うこととなった。

実は、加害者は、弁護士から「修復的司法の実現のために、被害者の親へどんどん手紙を書くように。」などと言われた結果、受刑中から、年に3、4通の手紙を書いて弁護士に送っていたようだった。ただ、その弁護士も、息子の命を奪った人間と、息子を奪われた親とが修復できるのかなどと疑問に思っていたのか、加害者から送られてきた手紙のほとんどは、弁護士のところに留めていた。ただ1通、4万円が入った手紙だけは我が家に送られてきた。

面会の際、加害者は「刑務所で書いた手紙と、刑務作業で得られた作業報奨金を貯めたものを賠償金として受け取ってほしい。」と言ってきた。私は、加害者に対して「刑務所の中で書いた手紙は読みたくもない。刑務所で得ら

れたお金もいらない。これからの生き方で謝罪の気持ちを見せてほしい。そして、息子に一生謝り続けてほしい。」ということを伝えた。

この面会の後、しばらくの間、加害者は、毎月月命日に3万円振り込んでくるようになった。私たちから金額や振込日を指定したことはなかったのですが、このことは加害者なりの気持ちなのかもしれない思った。そのようなこともあり、私は、加害者には反省や謝罪、償いの気持ちがあるものと思い、少しでも穏やかな気持ちになったことを覚えている。そのため、心情等伝達制度を利用しなくてもいいと思ってしまった。

ただ、実際には、その振込みも1年半で途絶えた。加害者の弁護士に問い合わせたところ、「今まで振り込んでいたのは作業報奨金だった。また、加害者は、一度仕事に就いたがすぐに辞めてしまい、その後鬱病を発症したため、仕事ができず、賠償金を支払うことができない。」との回答だった。そのため、私は、“加害者は、結局、刑務所に入ったことで罪を償ったとでも言いたかったのか”と、時間がたった今でも、加害者の反省や謝罪、更生を感じることはできないでいる。

- ・ 心情等伝達制度を利用しなかった理由はもう一つある。

例えば、いわゆる交通事件や通り魔事件のように、被害者やその遺族が加害者のことを全く知らない事件の場合は、被害者等は、加害者がどういう人かを知りたいと考えるのだらうと思う。しかし、私の場合は、加害者のことを、一度は、息子の交際相手として娘のように可愛がっていた。だからこそ、もう加害者とは関わりたくないという気持ちもあった。

- ・ なお、性犯罪や傷害などのように、被害者やその遺族が、加害者からの報復を恐れたり、関わりたくないという気持ちを持ったりしている場合は、心情等伝達制度を利用できない人もいると思う。
- ・ もし、息子が生きていたのであれば、私はこの制度を使っただらうと思う。しかし実際には、私は、心情等伝達制度を利用しなかった。今から思うと、制度を利用しなかったことで、一番大事な、加害者の更生を促す機会をなくしてしまったのではないかと感じている。

(更生保護官署に望むこと)

- ・ 加害者には、仮釈放後、約10か月間の保護観察期間があった。その期間中、月3、4回の面接をした旨の通知は来た。ただ、私からは保護観察所に何も連絡をしなかった。それは、様々な資料にいくら「被害者のための制度」と書いてあっても、保護観察所は、加害者の更生のために、加害者の面接指導だけを行っているのではないかと感じてしまっていたからかもしれない。今から思うと、通知書に、面接回数だけでなく、加害者に対してどのような指導をしたかといったことを記載してもらえていたらうれしかった。「不明

な点がありましたら遠慮なく御相談ください。」などと大きく電話番号が書いてある資料を受け取ってはいる。ただ、例えば、私たち被害者等から保護観察所に対して連絡を入れなかったとしても、保護観察所の方から「あと〇か月で加害者の保護観察の期間が満了しますが、被害者等として何か言いたいことはありませんか。」などと電話連絡する仕組みがあれば、私は、安心して保護観察所に相談できたのではないかと思う。書類だけでは、保護観察所からの一方通行だと私は感じた。

- ・ 私は、今回のこのヒアリングの話をいただいたことで、加害者が今どうしているのかを知りたくなった。そこで、私は、加害者の実家に電話をしてみたところ、「現在使われておりません。」というアナウンスが流れた。次に、連絡してほしい旨手紙を郵送したが、「宛先に尋ね当たりません。」と郵便局から封書が戻ってきてしまった。私は正直、「逃げられた。」と感じた。加害者が自分の犯した罪から逃れるというのは、更生とはほど遠いことだと本当に思う。保護観察所による加害者の面接と指導は、加害者には伝わらなかったのかと悲しい思いもある。その後、私は体調を崩してしまった。このことだけが原因ではないにせよ、そういった精神的な動揺は、被害を受けてから十数年経った後も生じる、ということを知っていただきたい。
- ・ 私は、保護観察官が、被害者等の思いを聴くこと、そして、被害者等の立場に寄り添って加害者に指導をするということが必要だと感じている。また、私は、加害者が、自分のことだけでなく、自分の犯した罪に向き合い、被害者等のことを忘れず、しよく罪の気持ちを持ち続けたときに初めて更生したと言えるのではないかと感じている。被害者等は、被害に遭ったことを、忘れたくてもずっと忘れられず、心の傷としてずっと持ち続けてしまう。ただ、この心の傷が少しでも小さくなるのは、加害者の反省やしよく罪を感じたときだと思っている。
- ・ 保護観察所は、心情等伝達制度が導入されたということだけではなく、利用する被害者等に寄り添って加害者に指導することも必要だと思う。テレビ番組などでは、犯人逮捕や刑事裁判で事件は終わり、とすることが多いが、私たち被害者等は、それらで終わりではない。被害者等にとってそれらの後に何かできることはないかと考えたときに、私は、この制度しかないと考えており、その意味で、この制度の重要性を本当に感じている。
- ・ 私は、心情等伝達制度を使わなかったことを今になっても後悔している。
- ・ 被害者等からすると、再犯を防ぐために加害者の更生は本当に必要であると分かっている。被害者向けのパンフレットには「更生保護における犯罪被害者の方々のための制度」と記載されている。私は、この「更生保護における」という文言から、「加害者の更生のため」の制度だというニュアンスを

感じ、少しもやもやした気分になってしまうところがある。

- ・ 制度がある以上、被害者等が、“利用しやすい制度で良かった”，“本当に利用して良かった”と思えるものにしてほしい。そのためにも、保護観察所からの一方通行ではなく、私たち被害者等が声を上げやすい制度にしてほしい。
- ・ 加害者が無期懲役刑に処された場合や満期出所をする場合、被害者等は、被害者等通知制度以外の制度を利用する機会がないことが多い。例えば、加害者が刑務所にいる間から、心情等伝達制度を利用することができればいいと思う。

【C氏と構成員との質疑応答】

- ・ 意見等聴取制度の利用に当たり、意見内容を作成する際に更生保護官署職員や弁護士などの補助はあったのか伺いたい。

(回答：意見等聴取制度利用のときは、担当者から、「意見等を書面で提出してもいいし、来庁により陳述してもいい。」と説明されたため、何も文章を作らずに地方更生保護委員会に行き、言いたいことを言って帰ってきた。私は、文章にまとめるのが余り得意ではないため、意見等を書面で提出するという選択肢はなかった。そのときの補助やアドバイスなどはなかった。)

- ・ 心情等伝達制度を利用しなかったことを非常に後悔しているとのことだが、もし専門家等のアドバイスが適切になされていれば、制度を利用するという選択ができたかどうか伺いたい。

(回答：心情等伝達制度を利用しなかったことを本当に後悔している。この制度を利用しても、加害者が更生したかは分からない。ただ、少しでもこちらの気持ちを伝えることで、もう少し違う形になったのではないかと、ならなかったとしても、“自分は言いたいことを言った”と思えるだけで、多少精神的に楽になったのではないと思う。当時は保護観察所からのアドバイスはなかった。人によって違うかもしれないが、アドバイスがあれば利用していたかもしれない。

また、「心情等伝達」という制度名を聞くと、こちらが伝えるだけになってしまう。ただ、この制度の場合は、加害者が被害者等の心情等を聴いてどう思ったかなどが被害者等に返ってくる。加害者の反応を聴くことによって、“私たちも言いたいことを言った”と思えて、そういう意味で気持ちも楽になったのではないと思う。)

- ・ どのようにして制度に関する情報を得たのか、例えば、パンフレットが役に立ったのか、逆に、分かりにくかったのかなどをお聞きしたい。また、受けた支援の中でとても印象的だったこと、例えばこの担当者が支えになった、

こういう担当者からのこういう情報提供が役に立った、などが具体的にあれば伺いたい。

(回答：まず、被害者支援センターの自助グループに参加したことが大きかった。事件から、自助グループに参加するまでの2年間、周囲の人は、事件のことを知っていたが、私にどのように声を掛けていいのか分からなかっただろうし、私も、事件の話をすることはできなかった。しかし、自助グループに参加し、“つらい思いしているのは私一人ではない”と思えたことが、精神的な回復に寄与した。

また、あすの会に参加したことで、様々なことを勉強することができた。そして、平成18年から、被害者支援センターの紹介で、日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援のオペレーターを務めることとなった。最初は“今度は自分が全国の被害者等からの電話を受けなくてはならない”と思い、緊張したが、殺人事件の遺族からのものも含め様々な相談を受ける中で、“世の中にはこれほどまでに苦しんでいる人がいる”と感じ、“どうにかしたい”と感じたことが、私の気持ちの中では大きかった。

その頃に、ちょうど更生保護の犯罪被害者等施策が開始されたが、法テラスや都民センターから情報は得ており、利用してみようという気持ちになっていた。

私は、被害者支援センターやあすの会などでの活動で人との新しいつながりができたことも、精神的な回復につながったと思う。そのため、心情等伝達制度などについても、一方的に被害者等通知書など書類が送られてくるだけでなく、担当者とコミュニケーションを取ることでできる仕組みであったら、精神的な回復に寄与した部分もあったのではないかと感じている。)

- ・ 被害者の父である夫は、制度について何か感想はあったのか。

(回答：夫は、通知書も一度も見たことがないと思う。それほど関わりたくないという気持ちの方が強かったのだろう。ただし、私の制度利用について特に反対もしていない。私が制度を利用しているなら、それはいいだろうという感じなのだと思う。)

- ・ 心情等伝達制度の利用のあった事案の中には、加害者が、被害者等の苦しみやつらさを知って、初めて「被害者等がそんなに苦しい思いをしていたとは知らなかった。」「つらすぎる体験は忘れたいと思って忘れていないかと思っていた。」などという反応をする例がある。心情等伝達制度には、被害者等の直接の声を加害者に届けることで、加害者が目を背けてきた又は気付かなかったことに気付かせる意味があると実感している。

しかし、先ほどのお話にもあったように、実際問題として、なかなか自分自身からは声を上げられないという被害者等がいる。そのような被害者等の

声をすくい上げるような工夫や仕組みなどがあった方がいいか、考えを伺いたい。

(回答：あった方がいいと思う。私の事件の加害者は、今頃息子をナイフで刺した感触も忘れて、“事件を忘りたい”、“なかったことにしたい”と思っていると思う。しかしながら、私たち被害者等はずっと苦しいということを伝えないと、加害者は更生しないと思う。加害者が被害者から逃げ回っているなら、それは更生したとは言えない。しかし、私たち被害者等から声を上げることはなかなか難しいため、何か良い方法があればいいと思う。

被害者は、それまで普通の生活をしていたのに、犯罪被害によって急に被害者になってしまい、その後、何をしたらいいか分からない状況に陥る。特に、交通事故などでは加害者の刑期が2、3年ほどとなるが、被害者等は、その間に制度を利用するということまで意識がいかないことが多いと思う。制度の存在については、ホームページを見てくださいということ以上に、一般の人に浸透させてほしい。例えば、友人などの被害者等の周囲にいる人が、被害者を支える制度があることを教えてあげるようにならなくてはいけない。より多くの一般の人に、制度を理解してもらうような方法があればいいと思う。)

- ・ 被害者等の中に、仮釈放審理開始の通知を受け取っただけで、気持ちが不安定になり、一言言いたいけれど、電話を架けることそのものがつらいという人がいた。その人は、意見等聴取の申出の期限がまもなく終了する時点で電話を架けてきて、「つらいが、このままにしておきたくないからとりあえず電話しました。」と言っていた。

これらの声を聴いた経験を踏まえると、私は、被害者等から連絡がない時点で更生保護官署から被害者等に連絡を入れると、かえって被害者等が不安定になってしまうのではないかとも思えるところ、どのような方法で連絡をすれば、被害者等の負担が軽減されると考えるか伺いたい。

(回答：被害者等やその事件によると思う。私たちの事件の場合、殺人ということで、何をしても息子は返ってこないという諦めもあったと思う。そういう意味で、被害者遺族と被害者本人とでは、受け止め方も違うかもしれない。また、被害直後に、更生保護官署から連絡があれば、確かに動揺するかもしれない。それは「更生保護」や「保護観察」といった言葉からは、加害者のことばかりやっていると感じてしまうためである。しかし、更生保護官署にも、被害者のために懸命に取り組んでいる人がいることを直に伝えることが、被害者にとっても、うれしいのではないか。

また、私は、加害者の保護観察期間中には、心情等伝達制度を利用しないことを後悔することになるとは思い至らなかった。更生保護官署の担当者は、

制度を利用しなかったことを後悔する被害者等もいることを意識しておく
と良いのではないか。)

- ・ 意見等聴取制度の利用はとても大変だったと思うが、制度利用の際、意見等を述べて良かったと思えたのか、もっとこう伝えれば良かったと後悔したのか伺いたい。また、担当者などから、陳述した意見等が何にどのようなように反映されたかという説明はあったか、なかった場合、あれば良かったと思うか、お考えを伺いたい。

(回答：意見等聴取について、私は、“せっかく行くのだから言いたいことを言てこよう”という思いだった。述べた内容に対する後悔は、特にない。文章に書いた方がうまく伝えられたのかもしれないが、私は地方更生保護委員会に行き、言いたいことを夫婦二人で言ってきたということで、やり切ったという思いもあり、その点は良かった。

しかし、述べた内容がどうなったのかについての説明はなかった。そういった説明があれば、より良かったと思う。

そして、私の場合、加害者の仮釈放審理が行われたので意見等聴取制度を利用できたが、加害者の仮釈放審理が行われず、満期釈放される場合、意見等聴取制度を利用できない被害者等もいると思われる。加害者が刑務所にいる間から、被害者やその遺族はこういう思いをしているということを伝えることができる仕組みがあったら良いと思う。)

- ・ 心情等伝達制度について、例えばパンフレットなどに「こんなことができます。」といった具体例やイラストが記載されていると利用しやすかったと思うか。もちろん直接説明があった方がいいとは思いますが、パンフレットなどに具体例などを載せることについてはどう思うか伺いたい。

(回答：心情等伝達制度について、加害者からの反応が返ってくるということを知らなかった。「伝達制度」という名前から、被害者等の心情を一方的に伝えるものだと考え、気持ちを言っても仕方がないという思いもあった。この「心情等伝達制度」という名称が分かりにくいように感じる。例えば、こちらの気持ちを伝えることによって、相手が変わるかもしれないといったことが記載されていると、利用しやすかったかもしれない。

パンフレットに例を入れることは紙面上少し難しいかと思うが、被害者等が心情等を伝えることによって、加害者の反省や更生を促すかもしれない、そのためにこの制度があるという説明はあってもいいとは思う。)

- ・ 直接説明することは必要であると思うが、まず被害者等に制度を利用しようという気持ちがないと説明も受けられない。利用したいと思うような制度にし、それを分かりやすく示さないことには、制度の入口にたどり着かないと感じた。

(2) 4の(3) 関係(「心情等伝達制度」についての協議)

- ・ 先ほどのヒアリングにおけるC氏の発言にあったように、「心情等伝達制度」という制度の名称は、被害者等が加害者に心情等を伝達するだけという誤解を生みやすいと思うが、この名称を変更することは難しいのか。
- ・ (座長) 良いアイデアはあるか。確かに、「伝達」という用語は、片方向の制度である印象を与えやすいように思う。かといって、双方向の制度であるという印象を与え過ぎると、加害者側も被害者等に言いたいことを言える制度であるかのような誤解も与えてしまう。
→ (事務局) 名前が変えづらいとするならば、心情等伝達制度の内容について、いかに、正確に、分かりやすく被害者等に伝えるかという問題になるだろう。
- ・ (座長) 被害者等に対して、分かりやすく具体的に丁寧に、双方向であることを説明するということなのであろう。
- ・ 心情等伝達制度について2点意見がある。
一つは、周知を工夫すべきという点。詳細の検討はできていないが、保護観察所という一つの役所だけが周知を担うには限界がある。保護観察所から、弁護士会その他の関係機関に対して、積極的に制度の広報をすべきである。例えば、心情等伝達制度を正しく被害者等に説明できる弁護士は、現在、多くないと思われる。しかしながら、裁判で加害者が保護観察に付された時点で、公判で被害者等に対応していた弁護士が、被害者等に心情等伝達制度について説明する、仮に、正確な説明ができなくとも、詳細を保護観察所に聞くよう助言することが必要である。
もう一つは、心情等聴取場面での第三者の同席や補助を広く認めてほしいという点。第1回会合の配付資料¹では、現状においても、心情等聴取場面における同席は、被害者等の心情等の状況等に応じて認められる場合があるとされているが、今後はより広く同席を認め、被害者等の制度利用に対するハードルを下げてもらいたい。
→ (事務局) 現状、心情等聴取場面における同席は認められないわけではない。
- ・ 東京保護観察所では、比較的早い段階で、東京に三つある弁護士会の被害者委員会の方たちと協議する場を設けたり、同委員会主催の研修において、更生保護の被害者等施策について講義させていただいたりなど、弁護士に対する制度周知に努めてきた。

¹ 配付資料2 第2・4(4)エ

なお、弁護士に、心情等聴取場面における同席を認めるか否かは、ケースバイケースで考えたい。被害者等にとって心強い味方となる弁護士の同席は問題ない。しかしながら、弁護士の中には、本来の心情等伝達制度の在り方と違った趣旨で被害者等に制度利用をさせ、弁護士として心情等聴取場面に同席しようとする人もいる。同席を求める弁護士の真意を踏まえて同席の是非を判断するのが良いのではないか。

- ・（座長）伊東構成員はともかく、弁護士としての私の経験上、いま指摘のあったような弁護士が散見される。本来、第一に検討すべきは、弁護士にも依頼できないような被害者等を救うことができるような制度にすることだと考える。
- ・ 「本来の心情等伝達の在り方と違った趣旨で被害者等に制度を利用させ、弁護士として心情等聴取の場面に同席しようとする」というのは、具体的には、どのような事例なのか。
- ・ 例えば、夫婦間のドメスティックバイオレンスの事案において、子どもの親権を加害者と被害者とが争っているような場合に、子どもとの面会交流や親権などについて、より確保しやすくするよう言質を取るために、心情等伝達におけるやりとりを活用しようとする例がある。
- ・（座長）弁護士は、民事事件や家事事件についての依頼を受けることが通例であって、心情等伝達制度の利用そのものに関する依頼を受けることは少ない実態にあらう。そうすると、弁護士は、自然と、依頼を受けた民事事件又は家事事件の裁判を有利に進めるために、種々の手段を用いて材料を集めようとするので、心情等伝達制度の利用についても、そういった面が出てしまうことはあるだろう。
- ・ 弁護士に、心情等伝達制度の本旨を十分に理解してもらった上で、同席が行われないと心情等伝達制度の本来の効果は発揮できないと思う。そのようなことから、一律に、心情等聴取場面における弁護士の同席を認めることは難しい面があるように感じる。
- ・（座長）この心情等伝達制度の限界の一つは、加害者が現に保護観察を受けているなどの一定の条件を満たさないと、被害者等が制度を利用できないところだと考える。利用条件を満たさない被害者等にも、別の制度で心情等が加害者に伝えられれば良いと思うことは多い。
- ・ 個々の弁護士のスキルについての議論は、なかなか難しい。

他方で、心情等聴取場面においては、場合によって、弁護士でも早期援助団体の職員でも良いので第三者の同席が可能、というアナウンスが被害者等にあるだけでも、被害者等の制度利用への心理的なハードルがかなり下がると思っている。同席が可能であることについては、被害者等側から聞かれて

初めて答えるのではなく、能動的に周知していただきたい。

また、最終的に同席が認められるか否かは、もちろん、ケースバイケースだろうが、心情等聴取場面において、弁護士等に限らない第三者の同席は、現状よりも広く認めていただきたい。

- ・ 弁護士に、心情等伝達制度その他更生保護の被害者等施策を理解いただくことは重要だと考えている。法律の専門家であっても、制度を知らないことが多い現状があるためである。弁護士から、被害者等に対して、「こういう制度がある。」などと紹介してもらえると、被害者等も制度を利用しようという気持ちになる可能性が高くなると思う。弁護士への制度周知は重要であり、今後も周知に努めたい。
- ・ 関係機関への制度周知においては、制度自体の説明のみならず、制度を利用した被害者等にどのようなメリットがあったかを併せて伝えないと、関係機関の職員は、被害者等に対し、積極的に制度を提示してくれないのではないか。
- ・ 被害者等への制度を被害者等が使おうとするときに、専門家の助言はあった方がよい。ただし、被害者等本人の気持ちや思いが最も重要であって、専門家の助言は、その御本人の気持ち等に沿って行うことが最も重要であるといつも考えている。専門家が良かれと思ってした助言、例えば、「こう言った方がいい。」といったものによって、被害者等の素直な気持ちや思いとは異なる心情等が示されるようなことがあってはいけないと思う。飽くまでも、被害者等が気持ちや思いを素直に話せるような支援であってほしい。難しく感じるかもしれないが、簡単なことだと思う。気持ちや思いを素直に話すことによって、被害者等は、自分の中で気持ちなどを整理していくところがあり、そのことは、被害者等にとって大事である。被害者等の気持ちや思いは、きれいな言葉や上手な言葉、きれいに順番を並べた文章では決してない。それを整理することが大事であると思う。

その上で、心情等伝達制度を使うには、制度を知らないと使えないので、制度の案内が大事である。説明を受けるにも、先ほど述べたとおり、パンフレットを読んで、使えるものだと分かって説明を求めない限り、説明を受けることができない。やはり、説明を受けるきっかけを作る、例えば、警察職員なのか、保護観察所職員なのか、弁護士なのか、いろいろな者が、ここだけだと決めずに、パンフレットを渡すときなどに、何度も何度も被害者等に口頭で一言でも説明することが必要なのではないか。例えば、「現時点では使えない制度だけれども、これは、裁判が終わったら使える制度です。」という一言を添えることなどが考えられる。パンフレット等を被害者等に渡すだけでは足りない。このことを関係機関の職員に言うと、刑事裁判自体が被

害者等にとって大変な中、その後のことまで伝えたら、被害者等がもっと大変になるなどと回答されることがあるが、違うと思う。例えば、「裁判が終わってからも、まだ、被害者等のための制度があります。」ということだけでいいので、そのような一言を添えるようになると、もっと良くなると思う。

- ・ 被害者等に対しては、機会をとらえて、同じことでも何度も説明するということが大事であると思う。
- ・ ヒアリングにおけるC氏の発言に、「裁判が終了した後には、被害者等のための制度はこれしかないという意味で、心情等伝達制度はとても重要だ。」というものがあつたが、まさにそうだと考える。被害者等から、加害者の改善更生について、自身の回復にとって非常に複雑なものであつて、違和感を覚え、自身の中でとてももつれあうものだという話を聞いたことがある。特に、被害が重篤だった事件の被害者等は、そういうものなのではないか。被害者等は、加害者のことが、どこか強く気になるものなのであり、日本には、そのような加害者の詳細を知るための制度が乏しく、唯一あるのが、更生保護の心情等伝達制度と言って良いくらいである。私は、本当はもっと、この心情等伝達制度を大切に育てていただきたいと思っている。そのためにはまず、被害者等にとって、心情等を伝達したにもかかわらず、結局何のためだったのかが分からなかったということにならないようにする必要がある。伝達に対するフィードバックが重要である。

しかしながら、心情等伝達制度に関わる保護観察所の職員が、この制度について「被害弁償のことばかり求められる。」と感じるようだと、職員のこの制度に対するモチベーションも落ちてしまうのではないか。この制度は、被害弁償を取り扱うだけのものではなく、被害者等の回復にとっても役立つ制度であるということを職員に意識してもらう必要がある。被害者等の回復につながる仕組みにしていけないといけないと思う。このような意識付けを職員に行うことが必要である。また、制度の周知の在り方について、私は、ヒアリングにおけるC氏の発言から、被害者等の自助グループにも周知することが重要なのではないかと考える。その結果、制度を利用した被害者等から、「制度を利用して良かった。」、「このようにすれば利用できる。」といった感想などが被害者等の間に広がっていくことが、もっと違った意味での広報になる気がしている。

また、私は、この心情等伝達制度は、せっかくできたけれども、形骸化しやすい面があると感じている。ヒアリングにおけるC氏の発言において「修復的司法」という言葉があつたが、心情等伝達制度が修復的司法のツールになり得るかについては別の議論となろう。心情等伝達制度が今後本当に充実していけば、矯正施設との連携によって、矯正施設収容当初から心情等伝達

制度が使えるようになり、そのことによって、もっと、加害者の改善更生に役に立つものになり得るとも思っている。抽象的な意見ではあるが、そのようなことを考えている。

- ・ 「被害者等が加害者に謝罪や被害弁償を求めることは当然のこと」ということを、保護観察所職員には理解しておいてほしい。“被害者等が謝罪や被害弁償をまた求めてきた”と考えてほしくないし、“被害者等は謝罪や被害弁償の話ばかりしてくる厄介者で、被害者等から話を聴くのは厄介なことだ”とは思われたくない。被害者等がそれを望むのは当然のことだという意識を持ってほしい。

また、保護観察所職員が、照会などをしてきていない被害者等に対し、主体的に連絡して種々の情報を教示しようとするのは、敢えて照会などをしていない被害者等を傷つける結果になるのではないか、という話がある。しかし、私は、制度を使えなくなった後で制度の存在などを知って後悔するよりは、制度について教えてもらい、被害者等が制度を使うか否かを選択できた方が被害者等にとって良いと思う。現状の被害者等への連絡や教示の方法が問題だと思っている。保護観察所職員には、“被害者等には、絶対にこの制度を使ってほしい”というような気持ちを持っていただきたい。“この制度は、使える被害者等だけ使ってください”という気持ちではなくて、“この制度は被害者等にとって良いものであり、被害者等には必ず制度を使ってほしい”という気持ちで、保護観察所職員から被害者等に主体的に連絡をして、説明をする。それでも、もちろん事情があつて制度を使えない被害者等はいるとは思う。“制度の存在などを知った上で、選択して制度を利用しない”ということと、“制度を使えなくなった後で、制度の存在などを知って後悔する”ということとは、意味が違う。この制度は被害者等にとって良い制度だということは、自信を持って被害者等に対し言っていただきたい。

- ・ 私も、保護観察所職員は、被害者等からの照会などを待つのではなく、積極的に被害者等にアプローチする、ということをどこかで模索していただきたいと思う。更生保護の被害者等施策の四つの制度は、一つのパッキングされたもの、つながっているものと感じている。被害者等が、心情等伝達制度からいきなり利用することはあまり想定されない。時間的に先行する被害者等通知制度の利用時点から、制度の説明をきちんとして、次の制度にバトンを渡していく、結果として、全ての制度を被害者等全員が使えるというイメージで、そのような制度になるよう仕組みを構築していただきたい。
- ・ 抽象度が高い話であるが、更生保護の被害者等施策が、加害者の改善更生に資するだけのものではなく、被害者等の回復のためのものでもあるという制度の軸を確認しておく必要があるのではないかと。そうしないと、保護観察

所職員への被害者等施策についての意識付けも難しいと思う。

例えば、心情等伝達制度について規定する更生保護法第65条の条文を見ると、ただし書において、「その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがある」場合など「相当でないと認めるときはこの限りでない」として、心情等を伝達しない例外が規定されている。このただし書自体はもっともなことを規定しているとは思う。しかし、このただし書だけを見ると、心情等伝達制度は、飽くまでも加害者の改善更生に資するものとして立案され、加害者の改善更生のために、加害者に被害者等の心情を知らせる制度のように見えてしまう部分が否めない。現在の条文の体裁を改正すべきと言うつもりはない。しかしながら、保護観察所職員に対する意識付けのために、こういった心情等伝達制度というものを、加害者の改善更生に資するだけのものではなく、被害者等の回復のためのものとしても積極的に位置付けていただきたいし、その位置付けを出発点に様々な制度の運用にかاشていただきたい。

→（事務局）事実関係として、制度導入に携わった者が法律雑誌などに寄稿した、更生保護の被害者等施策の制定経緯などについての記載を見ると、いま御指摘のように、更生保護の被害者等施策は、被害者等の回復のためだけのものではないし、加害者処遇のためのものだけでもない、両方の意味があるとされている。制度施行当初はそのような発信をしていた。構成員の御指摘は、今後、これらのことを改めて保護観察所職員に意識付けをしたり、広報したりしていく必要があるということだと理解した。

職員研修における被害者等施策に関する講義において、被害者等の回復のためだけのものではなく、加害者処遇のためのものだけでもない、両方の意味があるという説明を必ずしてきている。肌感覚ではあるが、最近はこのような意識を持つ若手職員がかなり増えてきていると思われる。引き続き、適切な研修に努めたい。

- ・（座長）私が弁護士として関与した交通事故の事案について、被害者は極めて重い後遺症を負ったものの、加害者は、保護観察のない執行猶予の判決が言い渡されたケースがあった。公判において、意見陳述制度を利用し、被害者等の意見が示され、また、裁判官が、加害者に対して、被害者の被害は一生続くといった説諭をしたが、それで終わってしまう。その後は、被害者等は何か意見や心情などを言いたくても、それができる制度がない。そういう意味で、救うべき被害者等はたくさんいるが、救えない現状にある。その中で、保護観察制度があり、またそこに心情等伝達制度という枠組があるからこそ、被害者等は心情等を述べるができるという面がある。将来的には、この制度をもっと広げることを考えてみるということもあり得るのかもしれない。

れない。

→（事務局）念のために申し上げると、矯正施設収容中からの被害者等心情等伝達制度については、法制審議会部会において、審議されている。

- ・（座長）今の心情等伝達制度があり、意義があったからこそ、拡大されるということであろう。
- ・ 心情等伝達制度は、少年が加害者である事件においては、意義がより深いという場合もあると思う。もちろん、少年が起こした事件は、本当にケースバイケースなのでひとくくりにはできない。ただ、少年が加害者である事案における心情等伝達の利用件数が、もう少し増えてもいいのではないか。単純に利用件数を上げるというよりは、例えば、家庭裁判所の制度周知の方法に課題があるのかもしれないものの、この制度の情報提供をより充実していくべきであるという意見を追加したい。
- ・ 先日、裁判所が作成した、被害者等に関する制度についての新しいリーフレットを見た。更生保護の被害者等施策についても、そのリーフレットには、堅い文言ではあったが、言及されていた。もちろん、文言のいかんを問わず、裁判所が被害者等に提示するリーフレットに必要な情報が掲載されていることは重要ではある。ただし、本検討会での議論を踏まえると、裁判所作成のリーフレットとは別に、更生保護の被害者等施策のみをアピールするようなリーフレットを作成し、裁判所職員から被害者等に提示していただくと、より良いのではないか。特に、更生保護の被害者等施策のうち、相談・支援制度に関しては、利用できる被害者等の範囲を限定していないこともあり、別立てのリーフレットの作成とその配布の必要性を感じた。

また、ヒアリングにおけるC氏の発言で、心情等伝達制度についての口頭での説明が全くなかったというものがあった。実態としては、意見等聴取の終了後、クールダウンの場を設けており、その際、被害者等通知制度による通知は引き続き行われる上、加害者の仮釈放等が認められた場合であっても、心情等伝達制度があり、加害者に伝えられなかった心情等については、この制度を利用すれば加害者に伝えられることなどについて、リーフレットを提示しながら口頭で説明をしている。しかしながら、この方法では、制度を利用した被害者等の記憶に残らないということを本日痛感した。そのため、被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度をパッキングするイメージで、被害者等通知制度を利用された方が、意見等聴取制度や心情等伝達制度を利用することが多いと思われることから、被害者等通知制度による通知を発出する際には、通知の書面とは別に、もう少し分かりやすい書類を添付する方が良いのではないかと感じている。

なお、被害者担当官によっては、通知の書面に手書きのメモを添付して、

「こういうことがあったら御連絡ください。」「気に掛けているので御連絡ください。」といった内容を伝える工夫をしている例もあると承知している。全ての事案に同様の対応ができるか否かはともかく、保護観察所職員が、制度その他の情報を被害者等に分かりやすく伝える工夫をする余地があると感じた。

- ・ 東京保護観察所では、被害者等通知制度を利用している被害者等に対し、最初に通知の文書を送付する際には、東京保護観察所で独自に作成した、制度利用の流れをイラストで示した資料（被害者等と被害者担当官、加害者担当の保護観察官との関係や、どの場面でどのような書類がやりとりされるのかなどをイラストで示したもの）を用意し、被害者等に提供している。その資料を見て、実際のイメージが湧きやすかったと述べた被害者等もいた。そのような資料の全国共通版を作成し、被害者等に提供するようにするというのも一つの方法なのかもしれない。

また、ヒアリングにおけるC氏の発言において、心情等伝達制度が使われない場合には、加害者が自らの改善更生に向き合うよう促す機会を逸することが残念だという趣旨のお話があったので、質疑応答において、私から、その点をフォローする別の仕組みを希望するか否か尋ねたところ、C氏は希望するとの回答だった。私が、被害者担当保護司として、日頃、被害者等と会って思うのは、制度の詳細はともかく、心情等を述べることができる対象を少し拡大できないかということである。例えば、分かりやすいのは性被害を受けた被害者についてである。被害者本人は、被害を受けたことを自分では受け止められず、被害から目を逸らすことが精一杯という心理的な状況にあり、心情等伝達制度を利用する気にならないものの、心情等伝達制度は加害者の保護観察期間中しか利用できず、加害者の保護観察期間が終われば、心情等を伝えられなくなる。このような場合に、被害者を身近でずっと支えてきた被害者の親や兄弟といった人に限り、この被害者が被害を受けた後にどのような思いをしてきたのか、どのような苦しみを味わってきたのかなどを加害者に伝えることができるようにする仕組みにする、又は仕組みを別途設けることとしてはどうか。どのような人に、加害者へ心情等を伝えることを認めるかの詳細は別途考える必要があろうし、被害者本人の権利の実現そのものではないので、加害者側から返事を求めることができることとすべきか否かも検討を要するかもしれない。しかし、心情等伝達制度の利用があった事案の加害者の反応として、「被害者等がそれほど苦しんでいると思っていなかった。」というものが意外に多く、加害者は被害者の状況を正確に理解していないことが多いという印象がある。被害者自身が心情等伝達制度を利用しない場合であっても、被害者の身近にいる人から、例えば「私の娘はこ

れほど辛い思いをしてきて、今、今日を生きるのが必死です。あなたはそのことをどれくらい分かっていますか。」といった話が出されることは、加害者にとって、日頃目を逸らしている事実に向き合う機会が与えられることになり、それは、加害者の改善更生にとって必要なことなのではないかと、日々感じている。

- ・ その意見に賛成する。特に、性的被害に遭った被害者の場合などには必要なのではないか。

被害者本人が未成年である場合、法定代理人としてその被害者の親は、心情等伝達制度を利用できる。しかしながら、被害者本人が成人である場合は、心情等伝達制度を利用できるのは基本的に被害者本人のみであって、被害者の親は利用できない。地方更生保護委員会における意見等聴取制度について、実際の経験として、様々な工夫をした結果、運用として、被害者が成人であった事例ではあったが、最終的にはその被害者の親に来ていただいて話を聞いたことがあった。犯罪被害があった場合、その被害を直接受けた被害者本人はもちろん、その被害者を支える方も二次的に被害を受けるという面が多分にあると考える。もちろん、心情等を述べることができる人の範囲をとにかく広げればいいとまでは考えていないが、被害の罪名や、被害者との関係性によっては、心情等伝達制度を利用できる人の範囲を少し拡大することは、検討してもいいのではないかと感じる。

- ・ 心情等伝達制度の利用があつて、加害者に対し被害者等が示した心情等を伝えるときに、加害者は、被害者等がそれだけの思いをしているのを初めて知ったと述べるということであつたが、そこでどうしても気になるのは、それより前に、加害者は、被害者等についてどのような教育を受けてきたのかということである。加害者が保護観察になって、被害者等が心情等伝達制度を利用し、その結果示された被害者等の心情等を伝えられた時点で、初めて被害者等の心情等を知るというのは、おかしい。本来、もっと前から、被害者等の心情その他について、必要な教育がされているべきである。そのような教育が足りないから、加害者は、心情等を伝えられて初めて気がついたことになるのではないか。心情等伝達制度は、保護観察段階よりも前から行われることが重要だと改めて感じた。

→（事務局）念のために申し上げる。心情等伝達制度について、原則、被害者本人のみが利用できるという議論について、その例外を確認させていただく。被害者の法定代理人や被害者本人が死亡又は心身に重大な故障がある場合について、直系の親族と兄弟姉妹は制度利用が可能とされている。

- ・ 被害者が心身に重大な故障がある場合として、被害者本人以外が制度利用

した実績はどの程度あるのか。

→（事務局）実態把握はできていない。

- ・ 被害者本人以外が心情等伝達制度を利用しようとする場合、被害者本人についての診断書などの提出を求められると聞いている。

→（事務局）規定上は、心身に重大な故障があることを明らかにする診断書その他の資料の提出をお願いすることとなっている。

ただし、その「重大性」について、明確で厳格な基準があるわけではない。そのため、先ほどの議論は、「重大性」の解釈の問題かもしれない。もちろん、そもそもの法解釈によって、どこまで被害者本人以外の人が心情等伝達制度を利用できるのかは左右され得る面はあるが、被害者本人以外は決して制度を利用できないとはされていない。

- ・（座長）被害者本人が、全く外出できないような状態であれば、当然、直系の親族等が心情等伝達制度を利用できるのであろう。
- ・ 被害者の直系の親族等が心情等伝達制度の利用を希望した場合であって、判断に迷う場合には、保護局被害者等施策班に判断を仰いでいる。ただし、ただ単に心情等伝達制度を利用できる人を拡大すれば良いと思っているわけではない。被害者が成人だった場合、被害者本人の思いを尊重することが、最も重要であるからである。被害者本人が、将来的にはともかく、今は、心情等伝達制度を利用しないという選択をしているときには、その選択を尊重したい。しかしながら、被害者の家族としては、その選択に納得いかず、加害者に謝罪や被害弁償をせよとどうしても言いたいという場合がある。そのように、成人である被害者本人の意思に反していても、診断書等を出せば、直系の親族等が心情等伝達制度を利用させることとして良いのかという問題がある。

実務上は、これまで、そのような直系の親族等が出た場合には、制度利用は飽くまで被害者本人の権利であると説明し、利用を断ってきた。ときには、被害者と一緒に生活をしておらず、被害者を支えることもしていない直系の親族等が、被害弁償について加害者に対し権利を主張したいがために、制度利用を希望したという例もあった。

そのため、制度利用ができる人を無条件に広げたいのではなく、被害者本人に制度利用の意向があるけれども、種々の事情から実際の利用が困難であるような事例に限って、被害者本人以外の制度利用の可能性などを模索してはどうかという趣旨で、意見を述べた。

- ・ 本来、被害者本人についての診断書よりも、被害者本人作成の同意書の提出を求めることが必要なのではないか。
- ・ そのとおりだと思う。なお、実例として、被害者の直系の親族等が制度利

用を希望してきた場合に、被害者本人に制度利用の意向があるけれども、種々の事情から実際の利用が困難であるので、代わりに制度を使ってほしい旨が記載された、被害者作成の同意書の提出を求めると、多くは、被害者本人に制度利用について秘匿しているという回答が返ってくる。

- ・ 被害者本人に制度利用の意向があるけれども、種々の事情から実際の利用が困難であるような事例もあると考える。
- ・ そのとおりだと思う。そのため、被害者の直系の親族等が制度利用を希望してきた場合には、被害者本人の意思確認を必ず行い、また、被害者本人の同意を前提にさせていただいている旨の説明も行っている。良かれと思った親族の判断でも、被害者本人の気持ちを無視していれば、被害者本人の回復の妨げになると考えている。そういう意味で、制度利用ができる人の拡大については、限定的にしておいた方がより安全なのではないかと考えている。
- ・ 被害者本人が今は制度利用の必要がないと述べた場合、保護観察所の職員は、今後気持ちが変わったとしても、制度利用ができる旨、説明しているか。
- ・ もちろんしている。いつでも相談してもらって結構ではあるが、利用できる期間が決まっているので、その期間内で、次にいつ頃連絡を差し上げるかを確認している。被害者等の気持ちが変わることは、当然のことであるためである。
- ・ 先ほど、更生保護の被害者等施策については、被害者等のためのものでもあり、加害者の改善更生のためのものでもあるという議論があったが、そのことを私は今初めて知った。更生保護の被害者等施策は、全て被害者等のための制度だとイメージしていた。更生保護の被害者等施策が開始される前までは、極端に言えば、保護観察所は、被害者等のことを全く考えていなかったと感じていたので、被害者等施策が開始されたことを喜んだし、この被害者等施策は、被害者等のためだけのものであると思っていた。しかしながら、先ほどの話を踏まえると、被害者等施策の意義は、被害者にとっては半分だったのだと感じ、悲しかった。保護観察所の職員が、被害者等の心情等を知って、その心情等を加害者の処遇に反映させなければならないと思うことは確かに重要である。ただし、保護観察所の職員が、被害者等と直接接して、例えば、被害者等が制度の説明を受けるときに、「この制度は、加害者の改善更生にも役立ちます。」などと言われた場合、私だったら、とても嫌な思いがする。加害者の改善更生のために、制度を利用しようとしている訳ではないと思う。事例として、少年審判において、被害者等が、被害者等のための意見陳述の機会だと思って、意見を述べたところ、その意見を聴いた加害者が涙を流し、その結果、加害者の処分が少年院送致にならなかったということがあったと承知している。そのような例を知ると、意見陳述は、被害者

等のために設けられた制度ではなかったのかと疑問に思う。そのため、被害者担当官として、更生保護の被害者等施策の各制度が加害者の改善更生に役立つと思うのは自然なことであるが、被害者等と直接接しているときには、制度が加害者の改善更生に役立つということを強調してほしくない。被害者等の心情等が加害者の処遇に反映されるべきではあるが、そのことばかりを強調されたくはない。

- ・（座長）法制論はともかく、個人的には、経験上、加害者に被害者等の心情等を示すことはつくづく必要だと思う。具体的には、例えば、国選弁護をした特殊詐欺の「架け子」であった被告人と面会し、被告人の行為によって、高齢である被害者が老後資金を全て失ったと伝えても、その被告人にはそのことが心に何も響いていない様子だったことがあった。加害者に対して、被害者等の心情等を示し、被害者等がどれだけ苦しんでいるのかなどについて直視させないことには、加害者の反省は生み出されないと思っている。

→（事務局）保護観察所の職員は、決して、被害者等に「加害者の改善更生のために心情等を述べてください。」といった言い方はしておらず、「言いたいと思うことは思う存分言ってください。」というスタンスで被害者等に接しているのが現状であり、それで良いと考えている。被害者担当官で、そのように考えている人は、ほばいないと思っている。

- ・ 被害者担当官や被害者担当保護司は、基本的に、被害者等に寄り添う立場にあり、そのことは、研修で相当程度身についている。

なお、「更生保護の被害者等施策が加害者の改善更生にも資する」という考え方は、加害者担当の保護観察官には必要である。加害者にとって、被害者等の心情等を聞かされることは苦しいことであるため、被害者等の心情等を伝達する加害者担当の保護観察官の中には、「なぜ被害者等の言い分を一方的に加害者に聞かせなければならないのか。」といった疑問を抱く者がいる。しかしながら、加害者が被害者等の心情等を受け止めて向き合えるようにすることは、加害者の改善更生を促進するものである。

一方、被害者担当官や被害者担当保護司は、被害者等に接するときに、「更生保護の被害者等施策が加害者の改善更生にも資する」という考え方を持ち出すことはない。過去にはあったかもしれないが、今はない。例えば、被害者関係の研修では、“今まで加害者の処遇のみをしてきたので、被害者等と接したときに、その気持ちを汲みきれずに、今までの経験から何か不用意なことをして、被害者等を傷つけてしまうのではないか”という心配の声が出るくらいである。研修では、繰り返し、被害者等に寄り添うよう指導が行われている。もし、何か問題のある実例があったら対応するので、是非お示しいただきたい。

→（事務局）研修の機会をとらえて、被害者担当官や被害者担当保護司としての立ち位置を常に指摘している。

そのような中で、更生保護官署職員の被害者等に係る考え方は、変わりつつあるように思う。不十分な点もまだまだあるかもしれないが、特に、被害者担当官を経験した保護観察官は、その後、被害者等に対する考え方を変えていると思う。

- ・ 被害者担当官を経験した職員は、被害者等への理解を深めている。被害弁償を例にとれば、加害者担当の保護観察官等から、「被害弁償は飽くまで民事上の問題であり、加害者の処遇とは関係がない。」という発言が出ることもある。しかし、私は、被害弁償を求める被害者等には、金銭面の回復を図りたいだけでなく、“加害者の反省や悔悟の気持ちを、被害弁償という行為を通じて示してほしい”という思いがあると感じている。そして職員も、被害者担当官を経験するとそのことを理解するようになる。

被害者担当官のいなかった頃とは、更生保護官署の職員は相当変わってきていると感じており、その点は期待いただきたい。

（３）４の（３）関係（「被害者等の視点を踏まえた保護観察処遇の実施」についての協議）

- ・ 議論に入る前に２点確認したい。

１点目は、慰謝の措置に関する指導についてである。被害者等が心情伝達の中で、「謝罪をきちんとしてほしい。」「被害弁償についてどう考えているのか知りたい。」などと述べることは非常に多い。被害者等の思いについては、加害者担当の保護観察官に説明をしているところであるが、実際に処遇の現場で、どのような形で指導がなされているのか、被害者担当保護司の立場からは見えづらい部分がある。しよく罪指導プログラムがあることは、知識としては承知しているが、プログラムに限らず、慰謝の措置に関する指導が具体的にはどのような形で行われているか伺いたい。

２点目は、指導方針を加害者の担当保護司にどのように伝達するかという点である。日常的に指導を実施しているのは保護司が多いと思うが、指導の方針を保護司にはどのような形で伝えているのかということを確認したい。

- ・ まず、しよく罪指導プログラムについてであるが、被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件による保護観察対象者に対しては、生活行動指針という形で設定するなどして、同プログラムを活用した処遇を行っている。全四課題から構成されるプログラムで、まずは一つ一つの課題について対象者自身が考えたことを文章にさせ、その内容を保護観察官又は保護司が対象者と一緒に検討するという方法で実施している。また、対象者が

記載した文章について、対象者の引受人等が一言コメントを書く欄も設けている。課題の内容は、一つ目が、「自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させること」。二つ目が、「被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させること」。三つ目が「被害者等の立場で物事を考えさせ、また、被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させること」。四つ目に、「具体的なしよく罪計画を策定させること」となっている。実際には、プログラムを実施しても、文章にうまくまとめられない人や、書いている内容が物足りないように見える人もいるが、その課題に沿って一緒に話し合うというところが、このプログラムを実施する上で大事なことだと考えている。ただし、このしよく罪指導プログラムは、対象事件に限られており、また、プログラムそのものを実施するのは、保護観察官又は保護司となっているが、実際には、保護司が実施することも相当程度あると思う。もちろん、しよく罪指導プログラムの対象とならなかった場合であっても、事案に応じて、しよく罪意識をかん養すべく、慰謝の措置についての指導をするなどしている。特に、初回面接時に被害者等の状況や慰謝の措置の実施の状況を、加害者自身に保護観察官から確認するなどして、初回面接の時点から被害者等に意識を向けるように指導や助言を行っている。

2点目の指導方針を保護司にどのように伝えるかという点であるが、「保護観察の実施計画」を保護観察の当初に策定しており、その保護観察の実施計画を元に、保護観察官や保護司は指導を行っていくことになる。実施計画は、処遇の経過の中で策定し直すこともある。その指導の状況については、保護司からは「保護観察経過報告書」という書類に内容を記載してもらい、月に1回、保護観察所に提出してもらうこととなっている。日常的には、その書類を元に、保護観察官は加害者の状況を把握している。現状においても、慰謝の措置について指導を行う事案については、保護観察の実施計画及び保護観察経過報告書には、被害者等に関する事項を記載することが通例であるが、更に保護観察官や保護司の意識化を図るために、書類の様式についても何らかの工夫があってもいいと思っている。更に、良好措置（加害者が少年の場合の保護観察の解除や退院、保護観察付執行猶予者の場合の仮解除など）の検討をする場合、被害者等への対応状況はどうなっているかということは必ず確認し、加害者に対しても、改めて意識付けをするようにしている。

- ・ しよく罪指導プログラムは対象が決まっているとのことであるが、それ以外のケースで、個別の指導はどんな事案に対して、どのように実施されているか、経験を伺いたい。
- ・ 特殊詐欺の事案で、加害者にある程度反省の意が見受けられたケースで、しよく罪指導プログラムのテキストを使用して、更に反省を深めさせたとい

うことがあった。現実には、全てのケースに実施することが難しいため、指導により効果が見込めるケースに限ってしまっている部分はあるかと思う。

- ・ しょく罪指導プログラムが、保護観察官の専門性を必ずしも要しないのであれば、被害者のいる犯罪をした保護観察対象者全てに実施しても良いのではないか。
 - ・ 御指摘のとおり、被害者のいる犯罪をした全ての保護観察対象者に実施できることが理想であると思う。
 - ・ 実務の中で感じることとして、加害者は、被害者等が今どのような状況に置かれているかということを知らないことが多い。被害者等から要望や意見が表明されている場合は被害者等の状況も把握できるが、加害者の中には、“被害者等が何も言っていないということは許してもらっているということだ”と思っている人さえいるくらい、裁判以降、全く被害者等の状況を理解していないという加害者もいる。そういった加害者に対し、保護観察処遇の中でどのように被害者等の置かれた状況を想定させるのか伺いたい。
 - ・ その点はなかなか難しい部分があると思う。特に少年などは、「こういう事件に遭った人はこういう思いをしている」という内容の冊子などを読ませたとしても、「それはその人でしょ。自分の被害者は違う。」と切り分けてしまい、反省が深まらない事案が多い印象がある。その点は処遇を行う側も工夫しなければいけないところだと思っている。そして、自分が被害を与えた被害者等の声を聴くこととなる心情等伝達制度は、被害者等の置かれた現状をきちんと加害者が知るという意味で、大事なものだと思う。
 - ・ (座長) 加害者の中には、全く反省しない人もいる。“保護観察はしばらくやり過ごせばいい”などと考え、反省の気持ちがない加害者が相当程度存在することも事実である。そのような加害者にも被害者等の置かれた状況を分からせるためには被害者の声を聴かせることが大事だと思うが、実際は難しい部分もある。
 - ・ 先ほども述べたが、指導を実施して効果がありそうだという加害者にだけ実施してしまっているという部分はある。現状として、被害者等の状況に思いをいたすように指導することについて、保護観察官に余裕がない。例えば、再犯させないため、どのように加害者の生活を安定させるかということだけに注力せざるを得ない事案も少なからずある。被害者等のことを二の次にするつもりはないが、実際問題として難しいと感じるところもある。
 - ・ (座長) 御指摘のとおり、被害者等の話を聴くというレベルまで達しない加害者が多いことも事実であり、そういう人をそのレベルに上げていくというのも難しい。
- (事務局) 補足であるが、性犯罪者に関しては、保護観察官が実施する性

犯罪者処遇プログラムというものがあり、そのうちの一つのセッションが被害者のことを考えるというセッションである。そのプログラムを応用して、加害者本人の自覚を促すプログラムを策定するなど、検討の余地はあると思う。

- ・（座長）そういうことも考えなくてはいけないと思う。加害者の中には、被害者等の意見を聴きたがらないどころか、逆に、意見を聴いて反発する者もいる。そのような中、一定のプログラムができれば、再犯防止にもつながると思う。
- ・ 以前に、矯正で実施している任意参加のグループワークを見学したことがある。治療的共同体と呼ばれる加害者たちのグループワークだったが、その一環として、被害者ワークを実施していた。そのワークでは、加害者が被害者等の置かれた状況を理解していると思われるような発言もあった。保護観察所の実施する性犯罪者処遇プログラムもグループで実施していると承知しているが、加害者同士似た立場にいる他の参加者の発言の中から、自分に翻って気付くという形を作るというやり方もあると思う。

また、しよく罪指導プログラムの四つめの課題でしよく罪計画を策定することとなっているが、その策定した計画について、プログラム終了後のフォローはどのようになされているのか。

- ・ ケースバイケースで一概には言えないが、しよく罪計画については、機会を見て保護観察官が改めてそれを確認することが望ましいとは思っているものの、全件実施できているかという点、それはケースの状況にもよるところである。
- ・ 仮釈放等審理を行う委員は、今後どのような指導を行うべきかを念頭に置きながら、審理を行い、保護観察所への送付を作成しているところかと思う。それを保護観察所が引き継いで、処遇に反映させるように取り組んでいるところであるが、更に地方更生保護委員会と保護観察所で共通認識を持つて取り組むことが必要であると思う。
- ・ 私は、保護観察の実施計画を立て、それを元に保護司に処遇を任すというのは難しいのではないかと、保護司は、加害者に対し、謝罪や弁償を促すことまではしきれないのではないかとと思っている。

これまで話をしてきた保護司で言えば、慰謝の措置についてしっかり指導をしている人は少数という印象である。被害者等による講話を初めて聴いたという保護司が多いという印象もある。そのため、謝罪や被害弁償などについては、保護観察官が直接指導した方がいいのではないかと。また、加害者を処遇する保護司が、被害者等の話を聴く機会をもっと増やしてほしい。被害者等の思いを知らないと、被害者のいる事件の加害者に適切に指導がで

いと思う。

- ・ 私も保護司をやっているが、保護司の研修の中に被害者等施策の講義が入るようになっており、その結果、保護司の意識も変わってきていると思う。

私の所属している保護司会で、被害者等に関する講義を実施した。そもそも保護司には熱心な人が多く、その講義には多くの保護司が集まった。中には「初めて聴きました。」という保護司もいたが、そのような保護司からは「もっと早く話を聴きたかった。」「自分たちの処遇にも役立てられる。」といった感想があった。そこで感じたのは、やはり加害者処遇をしている保護司はとても熱心だということである。被害者等の話を聴いて、“何か被害者等のために自分ができることがあるだろうか”などと考える人が多く、保護司のポテンシャルは高いと感じた。

そのため、被害者担当だけでなく、加害者の処遇を担当する保護司にも、もっと被害者等の思いを知ってもらう機会を持てるように、組織的に対応していく必要があるのではないか。それが、加害者処遇にはもちろん、被害者支援の底上げにもつながり、地域の力を強化することにもつながってくるのではないか。

- ・ (座長) 更生保護には熱心な保護司がいる、だからこそ更生保護官署で被害者等施策をやる、というところでスタートしたものであるのもので、保護司には被害者等の思いや施策を理解してもらわないといけないと思う。
 - ・ 加害者の中には、保護観察期間中に再び事件を起こしている者もいる。そのような者に対して、保護観察官や保護司はどのように指導をしていたのだろうと思ってしまう。もちろん、現状でも一生懸命処遇を実施していると思うが、特に加害者が少年である場合に、大目に見るということが少なくないように感じる。しかし、重大事件をいきなり起こす少年は少なく、多くは軽微な犯罪を積み重ねて重大事件を起こすに至っている。“加害者を見張る目があったのにどうして気付かなかったのか”、“保護観察で加害者ときちんと向き合ってくれていたら新たな犯罪は起きなかったのではないか”というのが心残りである。重大犯罪だけでなく、悪い芽を摘める段階からしっかりと関わってほしい。
 - ・ 刑事裁判段階で否認又は黙秘している被告人が、保護観察段階で態度が変わる、被害者等の視点を入れることによって、罪との向き合い方が変わることはあるのか。もしそのようなことがあれば、被害者等にとって有益なのではないか。
- (事務局) 反省していることが保護観察に付される前提であるため、否認をしているような加害者が保護観察になること自体ほとんどない。ただ、中には否認が続いている者もいる。そういった場合、我々としては、そ

の加害者は自己防衛していると理解し、なかなか被害者等の心情理解などは深まりにくい者として、その否認に付き合いながら、少しずつ気持ちを解きほぐしていく方法をとる。

- 裁判が確定した後、保護観察の段階で否認に変わる場合もある。裁判の判決を軽くするため、裁判の間では一応認めたというだけで、「本当は自分の方が被害者で、被害者の方が加害者だ。」と主張する加害者も中にはいる。ケースによるが、特にストーカーやDV事案では、「相手が悪いから自分がこうなった。」と主張する加害者が相当程度いる。しかし、そこは保護司のすごいところで、生活をそばで見守りながら、話を聴いているうちに、加害者の気持ちが少しずつ和らいで本音が出てくるという例もある。保護司の寄添いと、適時の保護観察官の指導という両輪がうまく回っているときには、加害者の変容を期待できる場合もある。これはプログラムで実施するなどとは違う、普段の処遇の中の話である。

- 実際の処遇の場面では、保護観察官や保護司のスキルに頼るところは大きく、ますます熱心にやってもらいたいと思う一方、余りそれを厳格に求めると、なり手の問題が出てくる。さらに、被害者担当官や被害者担当保護司においても、真面目にやればやるほど、二次受傷のリスクがあり、それを防止する策も考えないといけない。弁護士でも二次受傷については問題になっており、熱心にやればやるほど、支援者側が精神的に追い込まれていくという部分がある。

もちろん、それがいい加減にやって良いということの方便になっても困るし、被害者等にとっては、刑事司法の最後の更生保護段階では、更生保護官署の対応が最後の砦であるため、職員には頑張ってもらいたい。一方で、なり手不足への対応や職員へのフォローということが、組織として必要になってくると思う。

- 被害者等と加害者の両方に接する立場にあると、どこに自分を立たせるかという立ち位置の問題は非常に重要だと思う。立ち位置をどこに置くかということを組織として示してもらわないと、職員は困惑するのではないかな。
- 対人援助をやっていれば、二次受傷の問題はどこにでも付きまってくる問題かと思う。第2回会合での元被害者担当官のヒアリングにおいても、保護観察所が被害者等と加害者の板挟みになって対応に苦慮するという話があったと思う。しかし、私は、研修などでは、「対応に迷ったときは、このケースの一番中心にいるのは誰かと言うところに戻る。」とうことを言っている。それは、当事者、つまり被害者等・加害者両方である。支援者はそれを取り巻くようにして、当事者同士がきちんと向き合うように支えて、距離も適切にとれるようにするといった調整だけをすれば、当事者の間でのおのず

と道筋ができてくるように思う。そこが、保護観察所が両側に接している強みだと思う。それをわざわざ支援者が間に入って、仲介しよう、解決しよう、落としどころを整理しようなどとすると、板挟みになって動けなくなるのだと思う。このようなことが更生保護官署で自覚されれば、板挟みで苦慮するという精神的負担は軽減できるのではないか。

この問題は、被害者担当と処遇部門の共同作業だと認識し、皆で当事者を支えるという意識の共有がもっと醸成されていかないと解決は難しい。この点はまだまだこれからの課題だと思っている。

- ・ 実際、加害者が再犯・再非行することも残念ながらある。そのときに、保護観察官や保護司は、“もっと何かできたのではないか”という落胆や後悔の気持ちを抱く。そして、そのような実態を被害者等に説明するのはつらい。被害者等からは、「そのような実態も含め説明してほしい。」という意見があることから、更生保護官署には、処遇がうまくいっていないときにもその事実と向き合い、更に被害者等に説明する責任があると思う。ただ、それは正直つらいと思う部分もある。しかし、それを理由に逃げるようなことになってはいけない。先ほど、立ち位置を明確にするよう意見があったが、その立ち位置も踏まえて、制度の意義をより発揮できるよう運用していく必要があると思う。

心情等伝達制度についても、聴取は被害者担当官、伝達は加害者担当の保護観察官が実施しており、それぞれに専門性を持って被害者担当官は被害者等に、加害者担当の保護観察官は加害者に接している。この現状には課題もあると認識しているが、その立ち位置を維持しつつ、聴取や伝達の場面において、保護観察所として更なる工夫も考えていかなければならないと思う。被害者等からの「保護観察の指導の状況を知りたい。」という要望に応えるために、被害者等への説明にももう少し工夫ができるのではないかと感じている。

- ・ 現在、心情等伝達制度の運用において、心情等を加害者に伝達するときに被害者担当官が同席することはあるが、被害者等の心情等を聴取するときに加害者担当の保護観察官が同席して被害者等から生の声を聴くという機会はない。

加害者担当の保護観察官は、加害者側からの情報や、裁判時の情報などしか把握していないため、被害者等が今どのような思いを持っているのかが分からず、心情等伝達に対して不安感を持つ人もいるように思う。加害者担当の保護観察官が、被害者等の心情等聴取の場に同席し、被害者等の声を直接聴く機会ができれば、被害者等の今の状況や人柄なども分かるようになるため、心情等の伝達がよりスムーズになるのではないか。全てのケースについ

て同席が望ましいとは思わないが、ケースによっては、検討の余地があるのではないか。ただし、加害者担当の保護観察官が同席することを望まない被害者等がいるとは思う。

- ・ 私だったら、加害者担当の保護観察官にも話を直接聴いてほしいと思う。より被害者等の心情等を処遇に反映する気持ちになってくれるのではないか。
- ・ 更生保護の被害者等施策策定時に、被害者等から、加害者の担当者とは同席したくないという意見も多く、現在のように被害者担当と処遇担当とを分けるよう要望が出されたと記憶している。実際にその言葉が出たのかは分からないが、「汚れた手で被害者等を触らないでほしい。」といったことを、はっきり要望する被害者等が当時いたと聞いている。このように、被害者等のことだけを考えてくれる人と接したいという方もいれば、加害者担当の保護観察官に直接聴いてほしいという方もいるのではないかと思う。
- ・ そのような被害者等もいるかもしれない。被害者担当官であれば、安心して話せるということかもしれない。
- ・ そのようなことから考えると、選択制になるといいと思う。可能であれば、加害者担当の保護観察官に同席してもらおうという選択肢を設け、被害者等が選べるようになるといいと思う。
- ・ 心情等を聴取して伝達するという仕組みが分かれば、聴取のときに直接声を聴いてくれる方が正しく伝達されるのではないかと意義を感じ、加害者担当の保護観察官の同席を希望する人も多いかもしい。
- ・ (座長) 様々なケースを想定しなければならない。いま加害者となっている人が、元々は被害者だった、それが結局加害者になってしまったといったケースもある。
- ・ 被害者担当保護司の中には、「加害者担当の保護観察官は、被害者等の生の声を聴く機会は少ないのであるから、自分の担当している事件の被害者等が心情等伝達制度を利用して話をしてくれる、その声を聴くことが一番の研修ではないか。」と言う人もいる。加害者担当の保護観察官にとっても、被害者等の心情等を聴く経験を重ねることで、それを指導にいかすスキルが身につく部分もあると思う。加害者を指導する人に聴いてほしいという被害者等の声は時折聴くため、少なくともそのような場合には、加害者担当の保護観察官が同席できるという選択肢があると、ニーズに柔軟に応じられるのではないか。
- ・ (座長) 十分にできると思う。保護観察官、保護司だけではなく、加害者に関わる様々な人に被害者等の声を聴いてもらうことが重要だと思う。以前に更生保護女性会で話をした際に、熱心に聴いてくれて、議論も盛り上がった。

幅広く被害者等の声を聴いてもらう機会を設けることが必要である。

- ・ 被害者等の心情等を聴取する場に、加害者担当の保護観察官が同席する件については、必要性を感じる部分と、現実的な困難さを感じる部分がある。保護観察官の精神的負担が増加してしまう部分はある、この点は慎重に、更生保護の業務全体としてどのようにすべきかということを考えていく必要があると思う。
- ・ 被害者等に加害者担当の保護観察官が接するということになる、利益相反のようなケースでは、聴き手の態度にもそれが出てしまう危険性もあるのではないかと。
- ・ (座長) 具体的事件で被害者等と加害者の両方と接すると、利益相反になり得るが、別の事件であれば、利益相反にはならないと思う。仮に、将来全ての保護司が被害者等の対応をするとなった場合、個々の具体的事件の加害者と被害者を担当することはあり得ないが、別の事件であれば、それは可能だと思う。
- ・ 被害者等の心情等が書面になったもののみを読むと、その被害者等の攻撃性が強いように見えてしまうことがあるが、実際に被害者等が胸を詰まらせながら語った言葉や、その様子を見ることで、その怒りの底にある悲しみが見えることがある。現状、被害者担当として加害者担当の保護観察官に、被害者等は「こんな思いでこのような発言をしている。」と丁寧に説明はするが、やはり加害者担当の保護観察官が直接声を聴いた方が正確に、早く、理解できると思う。
- ・ 全国的には、加害者に心情等を伝達する際に被害者担当官が同席することは多くないと思う。しかし、加害者への伝達は非常に大事である。加害者担当の保護観察官が文面を読み上げて、「きっと被害者等はこう思っている。」と言っても、どうしても加害者の状況も勘案した上での指導になってしまう。被害者等の気持ちを代弁できる被害者担当官が、伝達場に同席し、「文面はこうだけど、被害者等はこういう気持ちもある。」といったことを伝えることが有用であると思う。そして、今度はそれを受けて加害者担当の保護観察官が、加害者が被害弁償などを実行できない段階であっても、心情等を受け止めて、どのように誠意を伝えていくかについてアドバイスをすることができると思う。

被害者等の心情等の聴取の場に、加害者担当の保護観察官が同席して話を聴くというも一つの方法だと思うが、せっかく被害者等が勇気を出して保護観察所まで来て、伝達するための気持ちを形にしてくださったのに、伝えるときにきちんと伝えられないと、この制度の意味が半減してしまうと思うため、私はこの伝達のところにもう少し工夫の余地があると思う。最終的には、

心情等伝達制度全体として、工夫の余地があると思うが、被害者担当官と加害者担当の保護観察官の立ち位置についても、庁としてバランスを考えた上で、慎重に検討していく必要がある。

- (座長) 気持ちを紙に書いてと言っても書けるものではない。そのため、被害者等の気持ちを十分に酌んで、それを加害者にどのように伝達するかということ是非常に重要である。
- 現状は、被害者担当と加害者担当は専門性が異なるため、研修をそれぞれ実施している。ただ、今後は、合同の研修を実施するということも考えられるのではないかと。被害者等が制度を利用しているケースを用いた研修を合同で実施し、全体の中で合意形成をしていくことで、被害者担当と加害者担当とがサポーターズに関われるようになるのではないかと。このような合同の研修を定期的実施するということも検討する必要があるのではないかと。

以上